



自治体こども計画策定のためのガイドライン

自治体こども計画とは？ガイドラインの目的は？



こども基本法第10条にて、
 ・都道府県はこども大綱を勘案して「都道府県こども計画」を作成すること
 ・市町村はこども大綱・都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を作成することに努めることとされています。
 本ガイドラインでは計画策定にあたり必要な基礎事項や留意点を取りまとめ、広く横展開を行い、地域の実情に応じた自治体こども計画の策定を支援します。



こども大綱

これまで別々に作られてきた

「少子化社会対策大綱」・「子供・若者育成支援推進大綱」・「子供の貧困対策に関する大綱」が、こども大綱に一元化されました。



(自治体こども計画) 都道府県こども計画

既存の各法令等に基づき、地方公共団体が作成するこども施策に関する事項を定める計画等について、都道府県計画および市町村計画と一体のものとして作成することができます。

これにより区域内の

- ・こども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、
- ・住民にとって一層分かりやすいものとする、
- ・事務負担の軽減を図ることなどが期待されています。



(自治体こども計画) 市町村こども計画

- (例) ・子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する、都道府県子ども・若者計画および市町村子ども・若者計画
 ・子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する、都道府県計画および市町村計画
 ・次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画・市町村行動計画
 ・子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画 等

市町村はこども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案します。

計画を策定する自治体は、一体のものとして作成した場合であっても、各法令等における計画に記載すべき事項を自治体こども計画の内容として盛り込むこと。

自治体こども計画策定の工程とガイドラインの記載事項

- ・調査の手法、工夫について
- ・こども・若者、子育て当事者への意見聴取、意見のフィードバックについて
- ・外部委託する場合の留意点について

- ・目標の設定について
- ・計画の推進体制、評価、見直しについて

工程

事前準備

調査

策定

完成

推進

- ・計画完成までのスケジュールの検討について（こういった工程が想定されるか。）
- ・検討体制、協議会の構築について
- ・自治体こども計画と一体とできる計画について
- ・庁内、庁外との連携について
- ・予算（想定される費目）の確保について

- ・上位計画、関連計画との整合について
- ・協議会等の開催について

(参考)
 こども・若者の意見の
 政策反映に向けたガイドライン
 ～こども・若者の声を聴く
 取組のはじめ方～



ガイドラインでは、こども施策に関わる計画を複数の根拠法令等に基づいて一体的に策定した事例や、こども・若者等から積極的に意見を聴取するための取組を実施している事例だけでなく、記載事項ごとに留意点や自治体ヒアリングの結果として参考事例を記載しております。